

# 介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘（以下、「当施設」といいます）は、当施設が利用者に対して行う（介護予防）短期入所療養介護について、次のとおり契約します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、（介護予防）短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

## （適用期間）

第2条 本約款は、令和 年 月 日以降から利用者が介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護利用同意書を事業者に提出したのち、効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人に同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

## （身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額200万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員

若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### （利用者からの解除）

第4条 利用者及び身元引受人は、事業者に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

#### （当施設からの解除）

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な（介護予防）短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、威圧的な言動等の各種ハラスメント、誹謗中傷(SNS含む)その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑧ 過度な要求（サービス範囲外の業務命令、繰り返しのクレーム等）
- ⑨ 長時間の拘束や時間外等の無理な対応の強要
- ⑩ その他、職員や他の利用者の尊厳を傷つけると認められる行為

#### （利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく（介護予防）短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 事業者は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、事業者に対し、当該合計額をその月の23日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 事業者は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第7条 事業者は、利用者の（介護予防）短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第8条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は施設の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第9条 事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、

例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所(地域包括支援センター※介護予防支援事業所)等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の区市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### （緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における（介護予防）短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### （事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、事業者は利用者の家族等又身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### （要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する（介護予防）短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

#### （賠償責任）

第13条 （介護予防）短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及

び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとし  
ます。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 医療法人啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘  
<指定番号> 1353680018  
<所在地> 東京都三鷹市新川五丁目6番24号  
<代表者氏名> 医療法人 啓 仁 会  
理事長 矢 吹 甚 吾 印

利用者

<住所>

<氏 名> 印

連帯保証人

<住所>

<氏 名> 印

連帯保証人

<住所>

<氏 名> 印

## 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設

### 三鷹ロイヤルの丘のご案内

(令和7年7月1日現在)

#### 1. 施設の概要

##### (1) 施設の名称等

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 施設名称      | 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘 |
| 所在地       | 東京都三鷹市新川五丁目6番地24           |
| 開設年月日     | 平成25年4月1日                  |
| 法人名       | 医療法人 啓仁会                   |
| 代表者名      | 理事長 矢吹 甚吾                  |
| 電話番号      | 0422-71-2011               |
| FAX番号     | 0422-71-2012               |
| 介護保険事業者番号 | 1353680018                 |

##### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護や(介護予防)通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

##### [介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘の運営方針]

- ・当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- ・当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ・当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係区市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ・当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して

療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

- ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の同意を得ることとする。

### (3) 施設の職員体制（人）

| 職 種         | 常 勤    | 非 常 勤 | 夜 間 | 業 務 内 容      |
|-------------|--------|-------|-----|--------------|
| 医 師         | 1 名    | 1 名   |     | 医学的管理        |
| 看 護 職 員     | 12 名以上 |       | 1 名 | 医学的管理に基づく看護  |
| 介 護 職 員     | 28 名以上 |       | 6 名 | 介護に関する全般     |
| 支 援 相 談 員   | 2 名以上  |       |     | 相談、指導等       |
| 理 学 療 法 士 等 | 2 名以上  |       |     | リハビリテーション    |
| 管 理 栄 養 士   | 1 名以上  |       |     | 栄養及び食品安全衛生管理 |
| 介護支援専門員     | 2 名以上  |       |     | 施設ケアプランの作成   |
| 事 務 職 員     | 3 名以上  |       |     | 庶務、総務        |

### (4) 入所定員等

入所定員 120名

療養室 ユニット型個室120室（一般室60室、特別室60室）

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として各ユニットの食堂でおとりいただきます。）  
朝食 8時00分～  
昼食 12時00分～  
夕食 18時00分～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション（機能訓練室及び各療養室にて行います。また、施設での生活全般が生活機能訓練となるよう配慮いたします。）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（委託）
- ⑬ 行政手続代行

⑭ レクリエーション（季節に応じた行事を計画いたします。）

⑮ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### 【協力医療機関】

名 称：医療法人財団慈生会 野村病院

診療科目：内科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器内科、脳神経外科  
リハビリテーション科、乳腺外科、緩和ケア内科

所 在 地：東京都三鷹市下連雀 8 丁目 3 番 6 号

電話番号：0422-47-4848

名 称：社会福祉法人康和会 久我山病院

診療科目：内科、循環器内科、呼吸器内科、消火器内科、外科・消火器外科  
整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、乳腺科、放射線科  
救急診療科、リハビリテーション科

所 在 地：東京都世田谷区北烏山 2 丁目 14 番地 20

電話番号：03-3309-1111

名 称：医療法人社団東光会 西東京中央病院

診療科目：整形外科、総合診療科、内科/糖尿病内科、腎臓内科/透析科  
循環器内科、心臓血管外科、消火器外科、消火器内科  
耳鼻咽喉科、泌尿器科、眼科、脳神経外科、皮膚科、麻酔科  
リハビリテーション科

所 在 地：東京都西東京市芝久保町 2 丁目 4 番 19 号

電話番号：042-464-1511

名 称：医療法人桃花会 三鷹北病院

診療科目：内科、整形外科

所 在 地：東京都武蔵野市中町 2 丁目 2 番地 4

電話番号：0422-52-4371

名 称：所澤クリニック

診療科目：内科、神経内科、リハビリテーション科

所 在 地：東京都三鷹市中原 3 丁目 1 番地 19

電話番号：0422-76-6055



【協力歯科医療機関】

名 称：武蔵野わかば歯科

所 在 地：東京都武蔵野市境南町 2-11-22 第一飛翔ビル 2 階

電話番号：0422-38-4618

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前 9 時から午後 5 時までとします。
- ・外出・外泊をする場合は事前に届け出をしてください。
- ・飲酒・喫煙は、原則禁止とします。
- ・火気の取扱いは、禁止します。
- ・設備・備品の利用は、決められた場所で丁寧に利用してください。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、品物によって制限する場合があります。
- ・金銭・貴重品の管理は、利用者が責任をもって管理してください。
- ・外泊時等の施設外での受診は、介護保険制度にて制限されております。
- ・宗教活動は、禁止します。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・運営の都合上不都合が生じた場合や安全が担保出来ない場合、居室を変更させていただきます。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所の事務責任者を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上

- (うち 1 回は夜間を想定した訓練を行います)
- ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

## 6. 要望及び苦情等の相談

### (1) 当施設

- ・当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(午前 9 時～午後 5 時)
- ・要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各フロアに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、施設長に直接お申し出いただくこともできます。

### (2) 当施設以外

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 東京都介護保険課介護事業者指導係 | 03-5320-4593 (代) |
| 東京都国民健康保険団体連合会   | 03-6238-0011 (代) |

## 7. 当法人の概要

- |              |                                          |       |
|--------------|------------------------------------------|-------|
| (1) 名称・種別    | 医療法人啓仁会                                  |       |
| (2) 代表者役職・氏名 | 理事長 矢 吹 甚 吾                              |       |
| (3) 所在地・電話番号 | 埼玉県所沢市大字久米 5 3 2 番地 1<br>電話：04-2997-5510 |       |
| (4) 定款に定めた事業 | 所沢ロイヤル病院                                 | (所沢市) |
|              | 訪問看護ステーション ロイヤル                          | (所沢市) |
|              | 居宅介護支援事業所 ロイヤル                           | (所沢市) |
|              | 所沢ロイヤルの郷                                 | (所沢市) |
|              | ロイヤルこころの里病院                              | (所沢市) |
|              | 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘                        | (所沢市) |
|              | 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘                        |       |
|              | 短期入所生活介護事業所                              | (所沢市) |
|              | 平成クリニック                                  | (所沢市) |
|              | 平成の森・川島病院                                | (川島町) |
|              | 介護老人保健施設 平成の森                            | (川島町) |
|              | 訪問看護ステーション 平成の森                          | (川島町) |
|              | 居宅介護支援事業所 きずな                            | (川島町) |
|              | 川島クリニック                                  | (川島町) |
|              | ロイヤルケアホーム川島                              | (川島町) |
|              | 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘                        | (三鷹市) |
|              | 訪問看護ステーション 三鷹ロイヤル                        | (三鷹市) |
|              | 訪問看護ステーション 三鷹ロイヤル                        |       |
|              | 介護老人保健施設 いとうの杜                           | (伊東市) |
|              | 短期入所生活介護事業所                              | (伊東市) |

|                 |       |       |
|-----------------|-------|-------|
| 居宅介護支援事業所       | いとうの杜 | (伊東市) |
| 石巻ロイヤル病院        |       | (石巻市) |
| 訪問看護ステーション      | ふかや   | (石巻市) |
| 居宅介護支援事業所       | ふかや   | (石巻市) |
| 立町ロイヤルリハビリセンター  |       | (石巻市) |
| 東松島ロイヤルリハビリセンター |       | (石巻市) |
| 豊川さくら病院         |       | (豊川市) |
| 介護老人保険施設        | たんぽぽ  | (豊川市) |
| 訪問看護ステーション      | 豊川さくら | (豊川市) |
| 居宅介護支援事業所       | たんぽぽ  | (豊川市) |

## （介護予防）短期入所療養介護サービスについて

（令和７年７月１日現在）

### １．介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### ２．（介護予防）短期入所療養介護の概要

（介護予防）短期入所療養介護は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、（介護予防）短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

安全の保障について、当施設では、ご利用者様が安心・安全にご利用いただける環境を提供するため「顔認証システム(カメラ)」を導入しています。離設(断りのない外出等)防止及び、早期発見による安全な身体保護を目的としています。登録については、施設判断とさせていただきます。

### ３．利用料金

（１）介護保険の一部負担金（１日当たりの自己負担分・１割負担の場合）

施設基準が基本型となった場合

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 要支援度    | 要支援１  | 要支援２  |
| 施設サービス費 | 667 円 | 843 円 |

|         |       |       |         |         |         |
|---------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 要介護度    | 要介護１  | 要介護２  | 要介護３    | 要介護４    | 要介護５    |
| 施設サービス費 | 893 円 | 943 円 | 1,013 円 | 1,072 円 | 1,128 円 |

施設基準が在宅強化型となった場合

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 要支援度    | 要支援１  | 要支援２  |
| 施設サービス費 | 727 円 | 904 円 |

|         |       |         |         |         |         |
|---------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 要介護度    | 要介護１  | 要介護２    | 要介護３    | 要介護４    | 要介護５    |
| 施設サービス費 | 968 円 | 1,050 円 | 1,120 円 | 1,182 円 | 1,245 円 |

施設基準がその他型となった場合

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 要支援度    | 要支援１  | 要支援２  |
| 施設サービス費 | 650 円 | 816 円 |

| 要介護度    | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4    | 要介護5    |
|---------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 施設サービス費 | 872 円 | 922 円 | 987 円 | 1,044 円 | 1,098 円 |

- ・夜勤職員配置加算 26 円：夜勤職員を基準に従い配置しております
- ・送迎加算 197 円：送迎を利用された場合片道当たりの料金
- ・在宅復帰在宅療養支援加算（Ⅰ） 37 円：在宅において介護を受けることとなった方の占める割合が一定数を超えていること
- ・在宅復帰在宅療養支援加算（Ⅱ） 55 円：在宅に置いて介護を受けることとなった方の占める割合が一定数を超えていること
- ・療養食加算 9 円：療養食を取られた場合
- ・緊急時治療管理 554 円：緊急時に医療行為を行った場合（月 1 回 3 日以内）
- ・口腔連携強化加算 54 円：口腔の健康状態の評価を実施した場合
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 107 円：生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を行った場合
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 11 円：生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を行った場合
- ・総合医学管理加算 294 円：緊急入所に対応し治療管理を行った場合
- ・個別リハビリテーション実施加算 257 円：個別にリハビリを実施した場合
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ） 4 円：専門的な認知症ケアを行った場合
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ） 5 円：専門的な認知症ケアを行った場合
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算 214 円：認知症による緊急入所対応の場合（7 日間を限度に算定）
- ・若年性認知症入所者受入加算 129 円：若年性認知症の方が入所された場合
- ・緊急短期入所受入加算 97 円：緊急入所に対応した場合（7 日間を限度に算定）
- ・重度療養管理加算 129 円：重度の療養管理を行った場合（要介護 4・5 に限る）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 24 円：厚生労働大臣が定める基準に適合
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 20 円：厚生労働大臣が定める基準に適合
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 7 円：厚生労働大臣が定める基準に適合
- ＊介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 75/1000：請求金額に加算されます。

## （2）その他の料金（1 日当たりの自己負担分）

| 区 分   | 第 1 段階 | 第 2 段階 | 第 3 段階① | 第 3 段階② | 第 4 段階  |
|-------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 滞 在 費 | 820 円  | 820 円  | 1,310 円 | 1,310 円 | 2,900 円 |
| 食 費   | 300 円  | 390 円  | 1,000 円 | 1,300 円 | 2,400 円 |

- ・朝食 650 円：朝食を取られた場合（負担限度額は上記の通り）
- ・昼食 850 円：昼食を取られた場合（負担限度額は上記の通り）
- ・夕食 900 円：夕食を取られた場合（負担限度額は上記の通り）
- ・教養娯楽費 200 円：レクリエーション等の費用（全てに参加）
- ・教養娯楽費 実費：レクリエーション等の費用
- ・特別室料 6,050 円：利用者が選択する特別室に入所の場合（税込）

### ○文書料

- ・証明書・申請書（入所証明書等）：2,200 円／1 部
- ・他施設への情報提供書：3,300 円／1 部
- ・一般的な診断書、意見書（ご家族からのご希望等）：5,500 円／1 部

- ・死亡診断書：6,600 円／1 部
- ・特殊な診断書、意見書（保険会社等）：11,000 円／1 部
- ・（医療費控除等に必要）請求書や領収書の再発行：220 円／1 部

### （３）支払い方法

- ・ 毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 23 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替の 3 方法があります。入所契約時にお選びください。

令和      年      月      日

介護老人保健施設（介護予防）短期入所利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者

〈所 在 地〉 東京都三鷹市新川五丁目 6 番 2 4 号

〈名 称〉 医療法人啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘

〈説明者氏名〉 \_\_\_\_\_ ⑩

## 個人情報の利用目的

(令和7年7月1日現在)

医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 1. 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

#### (1) 介護老人保健施設内部での利用目的

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - ・入退所等の管理(入所時に顔写真を撮影させていただきます)
  - ・会計・経理
  - ・事故等の報告
  - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### (2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ④「顔認証システム(カメラ)」の顔登録  
登録対象者となった方の情報管理について、退所等、情報管理が不要(離設の危険性がないと判断した場合)になった際に削除致します。

### 2. 上記以外の利用目的

#### (1) 当施設の内部での利用に係る利用目的

- ①当施設の管理運営業務のうち
  - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・当施設において行われる学生の実習への協力
  - ・当施設において行われる事例研究

#### (2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ①当施設の管理運営業務のうち
  - ・外部監査機関への情報提供

## (介護予防) 介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書

医療法人 啓 仁 会  
理事長 矢 吹 甚 吾 殿

医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘を入所利用するにあたり、  
(介護予防) 介護老人保健施設短期入所療養介護利用契約書及び別紙 1、別紙 2 及び別  
紙 3 を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解  
した上で同意します。

☐ 教養娯楽活動への参加 (実費)

☐ 教養娯楽活動への参加 (セット契約 1 日 200 円)

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 .....

氏 名 ..... 印

【利用者の身元引受人】

住 所 .....

氏 名 ..... 印

(続柄 )



【本契約第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

|      |            |
|------|------------|
| ふりがな |            |
| 氏 名  | (続柄 )      |
| 住 所  | 〒          |
| 電話番号 | 自宅：<br>携帯： |

【本契約第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

|      |            |
|------|------------|
| ふりがな |            |
| 氏 名  | (続柄 )      |
| 住 所  | 〒          |
| 電話番号 | 自宅：<br>携帯： |

|      |            |
|------|------------|
| ふりがな |            |
| 氏 名  | (続柄 )      |
| 住 所  | 〒          |
| 電話番号 | 自宅：<br>携帯： |